

作成：2020年2月1日

改訂：2025年4月11日

会員規約

第1条（規約）

本規約は、株式会社チアホリックスが運営するチアリーディング及びダンスアカデミー（以下、本アカデミー）に所属する会員の規約を定めたものである。

第2条（目的）

本アカデミーは、本アカデミーに入会する会員（以下、「アカデミー生」）に対し、ダンス技術そのものはもちろん、チームワークや挨拶の大切さ、感謝の気持ち、チームメイトを思いやる気持ちなどの「チアスピリット」を育みます。それにより、世界に通用するコミュニケーション力、人間力の基礎を作るお手伝いをします。

第3条（指導内容）

本アカデミーは、アカデミー生の身体能力や性格など、個々のレベルに応じたアドバイスやコーチング、トレーニング（それらを総称して以下、「レッスン」）を実施します。ダンス技術のみならず、体力や柔軟性、「笑顔」と「元気」をテーマにコミュニケーション力と人間力を育みます。

第4条（無料体験会）

本アカデミーが実施する無料体験会への参加は原則、参加者お1人につき1回のみとします。ただし、本アカデミーが許可する場合にはこの限りではありません。

第5条（入会資格）

- 本アカデミーに入会することができるのは、以下の各号に定める者としてします。
 - 本アカデミーの趣旨に賛同し、本規約およびその他の規約を遵守する者
 - 医師等から運動に関して制限をされていない者
 - コースごとに定める対象年齢、その他の条件を満たす者
 - 保護者等が本アカデミーへの入会およびそれに付随する活動への参加に同意している者
 - 講師の指導を尊重することができる者
 - 本アカデミーが目指す「チアスピリット」を追い求めることができる者
- 前項に定める資格を満たさないことが入会後に発覚した際は、当該者に対して確認と改善要求を行ったうえで、本アカデミーの判断により第8条に定める対応を取ることがあります。

第6条（入会）

- アカデミー生希望者及びその保護者等が、本規約に同意頂いたとして入会を認めます。
- 本アカデミーの指定するインターネット専用アプリで入会申込をしてください（第23条参照）。
- 入会申込に続いて、下記1）～3）に示す初回の受講料等をお支払いください。支払が確認された時点で、入会手続き完了とします。
 - 入会金
 - 直近1か月分の受講料
 - それぞれのアカデミーで個別に定める諸経費
- いったんお支払いいただいた入会金他に関しては返金その他の対応は致しません。

第7条（禁止事項）

- アカデミー生及びその保護者等は、以下の各号の禁止事項を行わないことを入会時に誓約したものとします。
 - 日本国憲法、その他法令に違反した行動をする。
 - 講師の指導を尊重せず、指導への反論、提言等を行う。

- 3) レッスンや講師の指導の様子を、みだりに SNS 等に外部発信または共有する。
 - 4) 本アカデミー関係者（他アカデミー生やその保護者等も含む）に対して、攻撃や非難、誹謗中傷など不適切な言動をする。
 - 5) 他団体への勧誘行為又はそれに類する言動をする。
 - 6) レッスン以外で講師等に対し、定められた連絡方法以外でみだりに個別に連絡をとる。
 - 7) その他、本アカデミーが不適切と判断する行為を行う。
2. 禁止事項を行った場合、アカデミーの判断により、当該行為者本人または当該行為者に対して注意または警告を行います。なお繰り返される場合、第8条に定める対応を取る場合があります。

第8条（入会の取消）

アカデミー生が以下の各号の一つにでも該当すると本アカデミーが判断した場合、本アカデミーはそのプログラムへの参加を断ることができ、または入会承認もしくは入会資格を取消します。

- 1) 虚偽の事実を申告して入会承認を得た場合
- 2) 受講料の納入を3か月間怠った場合
- 3) 第5条に定める入会資格をアカデミー生が満たさない場合
- 4) 第7条に定める禁止事項をアカデミー生及びその保護者等が行った場合
- 5) その他、本規約に違反した場合
- 6) 本アカデミーからの改善要求や注意、警告にも関わらず、不行跡を繰り返す場合
- 7) スポーツマンシップに反する行動をとった場合
- 8) 本アカデミーが会員としてふさわしくないと判断した場合

第9条（受講料）

1. 第6条に定める入会手続完了後、納入済み月の翌月分より毎月の受講料をクレジットカード支払または銀行振込で徴収します。
2. 請求日は、毎月25日です。請求日が休日の場合、翌営業日とします。
3. いったんお支払いいただいた入会金他に関しては、返金その他の対応は致しません。
4. 何らかの理由で支払がなされなかった場合は別途、本アカデミーから督促と支払方法について連絡します。
5. 受講料の納入を2か月間怠った場合、本アカデミーは当該アカデミー生への指導を停止し、または退会させることがあります。ただし事前に本アカデミーの了承を得ている場合はこの限りではありません。
6. イベント出演他で適宜、追加費用が発生することがあります。その際は別途、お知らせの上、請求します。

第10条（保険）

1. 入会時に、スポーツ安全保険への加入が必須です。手続きは本アカデミーにて行います。
2. 初年度のスポーツ安全保険料は、入会金に含まれます。次年度以降は本アカデミーが、各アカデミー生から集金して手続きを行います。
3. 保険の適用範囲等は、スポーツ安全保険の約款（契約内容）を確認、参照してください。
4. 保険を適用すべき事象が発生した場合、まず本アカデミーで申請を行います。それ以降の手続きはアカデミー生の保護者が行います。

第11条（健康管理）

1. アカデミー生が下記各号のいずれかに該当することを認めた場合必ず、本人またはその保護者等は直ちにその旨を本アカデミーに連絡する必要があります。なお、2) 3) については保護者等を含め、同居する家族等もその対象です。
 - 1) 医師から激しい運動を制限される病気に罹患した、または負傷した場合
 - 2) 発熱した場合
 - 3) 伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合（インフルエンザ、コロナ、はしか、風疹、水ぼうそう、おたふく風邪、結核、結膜炎等）
2. その連絡を受けて、本アカデミーは当該アカデミー生の一時的な受講禁止や休講、途中退会など必要な措置を講じます。

3. 状況に応じて、本アカデミーはレッスン開催の臨時中止、一時的中止など必要な措置を講じます。
4. 本アカデミーが、レッスン中またはレッスン前後で、アカデミー生の体調不良を認めた場合は、本人のレッスンの開催中止や、当該アカデミー生他の受講中止などの措置を講じます。

第12条（負傷）

1. 本アカデミーのレッスンやイベントで発生した負傷等について、本アカデミーは一切の責任を負いません。（そのため、入会時にスポーツ安全保険の加入を必須としています）
2. アカデミー生がレッスンやイベントで負傷等をした場合、本アカデミーが真摯に応急処置を行い、必要に応じて保護者等に連絡をします。
3. 負傷等により病院へ行く必要がある場合、アカデミー生の保護者等が負傷個所から病院まで当該アカデミー生を搬送してください。
4. なお、本アカデミーの判断により、事前に通告なく救急搬送を要請する場合があります。
5. 本アカデミーのレッスンやイベントへの移動中の負傷等について、本アカデミーは一切の責任を負いません。（スポーツ保険の内容を確認の上、必要に応じて別途、保険の加入をご検討ください）

第13条（盗難・紛失）

レッスン中に生じた盗難・紛失について、本アカデミーは損害賠償含め、一切の責任を負いません。また、それに関する問い合わせ等への対応も原則致しません。

第14条（送迎）

1. レッスンやイベント他へのアカデミー生の往復は、本人または保護者等の管理責任とします。
2. アカデミー生が一人で往復することは構いませんが、本人または保護者等の管理責任とします。
3. 本アカデミーは、アカデミー生の往路の到着・復路の出発を確認する依頼への対応は致しません。
4. 必要と判断する場合を除き、往復の途上、本アカデミー講師はアカデミー生を送迎しません。
5. 安否確認等の理由で、本人または保護者等がレッスン等の支障になる場合は、退出をお願いするなど本アカデミーとして然るべき対応を取ることがあります。

第15条（休会）

1. アカデミー生は2か月以上レッスンを受講しない場合、本アカデミーを休会することができます。ただし、本アカデミーが認めた場合はその限りではありません。
2. 休会する期間は通算6か月を超えてはなりません。それを越えた場合は自動的に退会となり、アカデミー生資格を喪失します。ただし、やむを得ない事由として本アカデミーが認めた場合はその限りではありません。
3. 休会を希望するアカデミー生は、下記①②を完了して休会手続きを完了したとします。
 - ① その旨を口頭で本アカデミーに伝える（基本的には担当講師にお願いします）
 - ② 休会希望月の前々月までに専用アプリ内のフォームにて本アカデミーに通知する。※①アカデミーの誰にいつ口頭で伝えたかを、②の際に明記してください。

（例）8月末で休会を希望の場合、前月末7月31日までに①②の通知が必要。
4. 前項①②両方が執り行われなかったり、執り行われても定める通知期日を過ぎるなどして、翌月の受講料支払が行われた場合、受講の有無に関わらず受講料の返金には一切応じかねます。
5. 復会希望時に所属したい参加クラスが定員に達していた場合は復会できません。その場合、入会待ち（ウェイティングリスト）の最上位として復会を待っていただきます。
6. 月途中からの復会参加でも、当該月の受講料は満額の徴収を行います。
7. 怪我や病気、家庭の都合などやむを得ない場合は、本アカデミーの判断により、この限りではありません。

第16条（退会）

1. アカデミー生は、やむを得ない事由が生じた場合、本アカデミーを退会することができます。
2. 退会を希望するアカデミー生は、下記①②を完了して退会手続きを完了したとします。
 - ① その旨を口頭で本アカデミーに伝える（基本的には担当講師にお願いします）
 - ② 休会希望月の前々月までに、専用アプリ内のフォームにて本アカデミーに通知する。

※①アカデミーの誰にいつ口頭で伝えたかを、②の際に明記してください。

(例) 8月末で退会を希望の場合、前月末7月31日までに①②の通知が必要。

3. 前項①②両方が執り行われなかったり、執り行われても定める通知期日を過ぎるなどして、翌月の受講料支払が行われた場合、受講の有無に関わらず受講料の返金には一切応じかねます。
4. 年度末の受講料請求日までに前項2①②が完了していない場合は、翌年度も自動継続とします。
5. 前項2①②を行ったとしても、請求日を過ぎるなどして受講料等の支払が行われた場合、受講の有無に関わらず受講料等の返金は致しません。

第17条 (継続)

1. 第16条に定める退会の手続きが確認されない場合は、翌年度も自動継続とします。
2. 手続きの遅滞等により請求日に間に合わず、受講料他の支払が行われた場合、原則返金その他の対応は致しません。

第18条 (活動期間)

1. 本アカデミーの活動期間は、4月初～翌3月末です。
2. 活動期間において、年末年始、GW、お盆の期間については休校とする場合があります。その場合の振替は原則設けないものとします。

第19条 (レッスン)

1. 年間保証レッスン回数は36回とします。
2. レッスンプログラムの開講日、時間、回数については年度ごとにクラスに応じて定めます。
3. 通常のレッスンに加えて、イベント出演についても、一回のレッスンとして数えます。
4. 入会日より30日を超過したアカデミー生は基本的に、レッスンやイベント等はすべて参加することとします。
5. 入会日より30日未満のアカデミー生は、レッスンやイベント等を不参加としてもかまいません。ただし、不参加とした分の受講料の返還は致しません。

第20条 (休講や変更)

1. 下記に記す事由により、本アカデミーが対面でのレッスン開催を不可能と判断した場合は、レッスンを休講もしくは変更(オンラインでのWebレッスンを含む)します。
 - 1) 天災、台風等の悪天候
※当日レッスン開始3時間前の時点での、開催地の警報類と自治体基準で判断します。
 - 2) 感染症や集団疾病
 - 3) 公共交通機関の遅延、道路渋滞などの交通事情
 - 4) その他、本アカデミーがレッスン開催不可と判断したとき
2. アカデミー生の都合による欠席について、振替等の対応は原則行いません。

第21条 (災害)

1. レッスン中に災害が起きた場合、本アカデミーにてアカデミー生の安全を確保するよう努めます。
2. 避難が必要な場合は、会場がある自治体の指定する避難場所に避難します。

第22条 (連絡)

1. レッスンのスケジュール変更や、中止・変更などの連絡は、専用アプリを通じて行います(第23条参照)。
2. 確認漏れやパソコン、スマートフォン、携帯電話等の通信機器の不具合で、連絡を確認できなかったことにより、アカデミー生またはその保護者等に不利益が生じた場合、本アカデミーはその責任等を一切負いません。
3. 本アカデミー講師等に、指定する専用アプリ以外でみだりに直接連絡を取ることを禁じます。

第23条 (管理システム)

1. 入会申請や入会金等の納入等は、株式会社ユーフォリアが提供するアプリ「Sgrum」を介して行います。

入会申請前に各自ダウンロードして設定し、ご利用ください。

2. Sgrum アプリの使用料は、受講料に含みます。
3. 本アカデミーを退会した場合は、Sgrum アプリの利用ができなくなります。退会後は、電話やメール等で連絡をお願いします（第 25 条参照）。

第 2 4 条（活動中の写真並びに掲載）

1. 本アカデミーは、運営、広報活動のため、レッスンや発表、大会他の活動中の画像および動画などライブ情報を SNS（Facebook、X、Instagram、LINE など）上に加工修正なく掲載することがあります。また広報他の目的のために各種メディアにアカデミー生の画像および動画を加工修正なく使用することがあります。アカデミー生及びその保護者等はこれを了承の上、入会するものとします。
2. アカデミー生またはその保護者等が、レッスンや発表、大会他の活動中の画像および動画などを SNS 上に掲載することは基本的に問題ありません（むしろ、チアやアカデミーの楽しさを伝えて、仲間を増やすためにぜひお願いします）。
3. ただし、SNS 掲載の内容等が第 7 条に示す「禁止事項」に該当すると本アカデミーが判断した場合は、当該アカデミー生またはその保護者等に確認と改善要求を行ったうえで、第 8 条に定める対応を取る場合があります。
4. アカデミー生またはその保護者等による SNS 掲載は、あくまで個人の意思・意見によるものとし、本アカデミーの公式見解ではありません。またそれに対する問い合わせにも一切対応致しません。
5. アカデミー生またはその保護者等による SNS 掲載によって発生する瑕疵（誹りや訴訟等）について、本アカデミーは一切関与しません。

第 2 5 条（個人情報の取扱い）

1. 本アカデミーは、アカデミー生の個人情報を関係法令及び当社が別途定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、アカデミー生およびその保護者等はこれを承諾して入会したとします。
2. 当社は、取得したアカデミー生の個人情報を以下の目的で利用します。
 - 1) アカデミー生向けチケット販売、グッズ販売
 - 2) アカデミー生向けの特典(サービス・商品)の案内、提供
 - 3) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
 - 4) 各種イベント、キャンペーンの案内および各種情報の提供
 - 5) お問い合わせ、依頼等への対応
3. 退会したアカデミー生の会員情報は、本アカデミーが退会后すみやかに破棄します。

第 2 6 条（連絡先）

1. 入会者は原則、第 22 条で指定する専用アプリで本アカデミーと連絡することとします。
2. 専用アプリ以外での連絡先は下記とします。
 - ・株式会社チアホリックス
 - 電話：080-8818-0896 ※状況により電話にでられない場合がございます。
 - メール：info.cheerholics@gmail.com

第 2 7 条（規約の改訂）

本アカデミーは、本規約を随時改訂することができる。

以上